

平成 2 8 年度
第 1 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 4 月 1 1 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第1回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年4月11日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 6番 木村 保夫
- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐
- 兼農政管理係長 大井 昌和
- 農地係長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 寺井 康弘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 競売買受適格証明願について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

議案第14号 森林法第10条の2第6項の規定による林地開発許可変更申請に対する意見について

議案第15号 農用地利用配分計画（案）について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分及び4月以降の許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第1回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。

欠席委員は、木村委員及び原田委員の2人です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は11番 能祖 壽一委員、13番 冨本 正樹委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借の解除をし、解約の申入れ等をしてはならないと規定されています。また、同条第2項では、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当の事由がある場合でなければ許可はできないと規定されています。

本件は、賃借人が小作地の耕作をしないこと、更には、地代も支払われていないことを理由として、賃貸人から農地の賃貸借の解除の申請が行われたものです。

申請者の申述によると、本件土地の小作人は昭和41年に死亡した後、その相続人は遅くとも40年ほど前から耕作を行っておらず、また、地代も支払っていない。

また、相続人は賃借権の存在すら認識していないと考えるもので、少なくとも40年以上に渡って耕作を行わず、地代を支払わない状態は、賃借人が信義に反した行為をした場合に当たるというもので農地法第18条第2項第1号に該当するとするものです。

また、賃借人は一切耕作を行っておらず、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない。

このことにより、賃貸借を終了させることが相当であると客観的に認められるので、仮に農地法第18条第2項第1号に該当しないとしても第6号に該当するというものです。

平成28年3月31日に開催された第5地区部会で審議した結果、長期間耕作放棄状態であることが確認され、現地の放棄状況等から、今後も適正な管理がされず、賃貸人と賃借人の関係を維持することが困難と推測され、農地法第18条第2項第1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するもので、解除により賃貸借を終了させることが相当であると客観的に認められることから、意見決定をいただき、県知事へ進

達しようとするものです。

以上、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用に供するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

2番も、賃貸人が転用に供するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番のとおりで、排水管を隣接農地に埋設することから、同法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番にも関連しています。

3番は、賃借人が事業内容の改善のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、賃貸人が転用に供するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権12番のとおりで、別の農家に譲り渡すことから、同法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番にも関連しています。

5番は、賃貸人が転用に供するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借8番のとおりです。

6番も、第三者による転用計画があるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

7番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番と9番は、賃貸人が別の農家に譲り渡すため、香川県農地機構を介した農業経営

基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

2 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 21 番のとおりです。

3 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

4 番は、貸人が別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

5 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

6 番も、借人が労力不足のため返還したものです。

7 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 32 番のとおりです。

議案書 4 ページをお開きください。

8 番は、第三者による転用計画があるため返還を受けたものです。

9 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第 2 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 9 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 9 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書 5 ページをお開きください。

1 番は、平成 19 年 7 月 25 日付けで牛舎用地として転用許可を受けていましたが、許可後に和牛の需要が高まったことにより事業を拡大することとなり、牛舎の建築棟数を増加したため変更申請があったものです。

以上、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変

更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が332.05平方メートル有ります。

3番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを240枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、発電計画に合致した面積であり、また、隣接地が転用地であるため、営農上の影響がなく、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年10月13日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを260枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から遠距離にあるため営農条件が悪く、また、労力不足の申請者が安定した収入を得るため申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を

受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月2日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、賃貸共同住宅として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、貸介護老人福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、近隣に建設中のマンション住民が使用する露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に接し、周辺は教育施設が整い、分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が212.51平方メートル有ります。

9番は、露天貸資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は、自宅及び貸付けする会社事務所から近く、また、既存の資材置場と隣接しているため利用効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年12月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が500平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分について

は適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和38年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が89.57平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年12月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が902.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書7ページをお開きください。

12番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が11.21平方メートル有ります。

13番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接する工場の従業員から借入申込みがあったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が179.94平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・長尾・大内線に近接し、沿線には企業や商業施設が多数建築され、また、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを232枚、9基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月26日に受付けされ、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が201.35平方メートル有ります。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について16件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。また併せて、農地法第4条及び第5条第1項の規定による許可申請の一般議案の中から必要と判断されるものは、農業会議への意見聴取ができることとなっているのですが、この件について事務局からの説明をお願いします。

多田農地係長 平成28年4月の農地法改正により、規定された面積、本市の場合は特別議案とされているもの以外で特に意見聴取が農業委員会において必要と判断されるものについては、農業委員会から農業会議に意見聴取できるというものです。

議 長 ただ今の説明のとおり本会において特別議案以外で意見聴取が必要との申出があった案件については農業会議に意見聴取をすることで御異議有りませんか。

片山委員 議長——2番。

議 長 2番——片山委員。

片山委員 各案件については、地区部会において現地調査後審議されており、地区部会での意見が尊重されるべきと考えますがいかがでしょうか。また、農業会議に意見聴取する案件についての詳細について再度確認のため説明をお願いしたい。

川西事務局長 議長。

議 長 川西事務局長。

川西事務局長 農地法で意見聴取が定められているものは3,000平方メートルを超える農地転用案件です。また、それ以外で、香川県農業会議の常設審議委員会で意見聴取が定められているものは第一種農地の事業案件と2,000平方メートル以上3,000平方メートル以下の農地転用案件についてです。

片山委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

三笠委員 議長——5番。

議 長 5番——三笠委員。

三笠委員 意見聴取すべきか否かは、転用申請地の周辺農地・農業用施設を把握してい

る地区部会での決定が必ず先行すべきと考えます。

議 長 二人の委員から各地区部会での意見が尊重されるべきとの御意見をいただきましたので、今後は地区部会において意見聴取が必要と認められた案件について農地特別部会議案に含めるという運用で御異議及びその他御発言は有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、規定されたもの以外で各地区部会で必要と認められた案件について農地特別部会議案に含めるという運用とすることに決定しました。

なお、共通認識を得る意味で今回意見集約された運用を次回の農地部会で事務局より整理して報告をお願いします。

川西事務局長 分かりました。

議 長 他に御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに、また、今回に限り特別議案以外で香川県農業会議に意見聴取する案件は無しとすることに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成26年3月31日付けで事務所兼展示場2階建1棟として転用許可を受けていましたが、敷地が狭いことから建設場所を変更することとなったもので、許可地については、高松市で事業展開をするため、土地を借受けて事務所を建築する松山市の法人のための事務所周地の造成用地に変更し、併せて工事完了日を平成28年7月31日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

2番は、平成27年2月13日付けで分譲住宅用地2階建29棟として転用許可を受けていましたが、そのうちの分譲住宅13棟を販売促進のため転用者のモデルハウス2階建13棟とするため事業計画変更申請するものです。

3番は、平成27年9月29日付けで分譲住宅用地2階建2棟として転用許可を受けていましたが、そのうちの分譲住宅1棟の区画を周辺住民のための露天貸駐車場用地とするため事業計画変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につ

いて3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して能祖委員及び河北委員より説明をお願いいたします。

能祖委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め河北委員、富本委員と、私 能祖の4名で、現地調査を実施しました。

なお、所有権8番及び使用貸借1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松琴平電気鉄道琴平線三条駅東100メートルに在り、15階建ての分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が623.49平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立太田南小学校西100メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市多肥出張所東200メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設や医療施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分

については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路が31.35平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立中央小学校南東150メートルに在り、8階建ての分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立屋島小学校西300メートルに在り、11区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとさせていただきます、所有権6番からは河北委員が説明いたします。

河北委員 現地調査委員の河北です。

2ページを御覧ください。

6番の申請地は、高松琴平電気鉄道志度線春日川駅南東700メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市立古高松中学校東120メートルに在り、11区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆

用道路等が51.56平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、サンメッセ香川東500メートルに在り、社会福祉事業を営む転用者が児童福祉施設用地として保育園の分園を建築し、待機児童解消の要望に応えるため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本園から東50メートルに位置するとともに、二車線の市道に面し、県道太田上町・志度線にも近く交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、高松市からの補助金交付が採択され、整備資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9番の申請地は、高松市円座出張所北東250メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

10番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校北350メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページの使用貸借を御覧ください。

1番の申請地は、高松市牟礼支所南2キロメートルの山間部に在り、畜産経営を行う農地所有適格法人が事業を拡充するため牛舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の農業経営施設である牛舎等を拡張するもので、管理が容易で、事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用

道路等が98.99平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権10件、使用貸借1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、申請地の周辺にはアパート等の賃貸住宅が多数あり、駐車場が不足していることから、近隣住民のための露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が485.35平方メートル有ります。

7番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が998.98平方メートル有ります。

8番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページを御覧ください。

10番の転用者は、土木建築業を営んでおり、事業拡大から保有車両が増え駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有している賃貸共同住宅に隣接して建設することから事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が656.76平方メートル有ります。

11ページを御覧ください。

16番は、不動産業者に管理委託をして、周辺住民のための貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年1月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、転用者の妻が訪問介護ステーションを営んでいる法人の代表者をしており、当該法人に施設を貸し付けるため、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近接する三木町で事業を営んでおり、県道塩江・屋島西線沿で高松市での事業展開をする上で、事業連係に優れた地域内に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、事務所として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

18番の転用者は、徳島市内において貸しビル等の不動産業をしており、高松市での事業展開をするため、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が188.53平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

20番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は他社が開発した団地に挟まれ、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

22番の転用者は、多度津町内において賃貸共同住宅等の不動産業をしており、高松市での事業展開をするため、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、分家住宅用地として、別事案の転用申請をしています。建築条件を満たす進入路を確保するため申請地を取得して進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地への進入路であり他に適当な場所が無いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借9番に関連しています。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道円座・香南線沿に在り、周辺は学校、病院等の整った宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページを御覧ください。

26番の転用者は、食料品製造業を営んでいる法人の役員で、業務量が増え新たな工場が必要となり、法人に貸し付けるための貸工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み事業所に隣接し利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、工場として使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

27番は、父所有の農地を取得して、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接し、農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、周辺は学校、病院、大型量販店等の整った宅地化の進んだ住環境の良

い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番の転用者は、土木建設・造園事業を行っていますが、資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み用途地域に隣接し、事業所にも近接しており利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページを御覧ください。

31番の申請地は、昭和62年4月27日付けで住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用事業を行わないまま、平成2年1月28日に当時の転用者が死亡し、その後、農地として現所有者が相続しましたが、市外に居住していることから耕作が行われず耕作放棄地となっていたものを取得し、発電出力40.6キロワット、パネル1枚の面積約1.93平方メートルを148枚、6基の太陽光発電施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、周辺は徐々に宅地化の進んでいる地域であり、農業経营地としての利用も難しいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年10月26日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

14ページを御覧ください。

1番は、排水路・宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.67平方メートル有ります。

2番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

排水路埋設地として農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番及び同法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

3番も、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、実家にも隣接しており周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が756.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、子所有の農地を借り受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、子所有の農地を借り受けて、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が66平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

9番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、他に所有農地が無いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番に関連しています。

15ページを御覧ください。

10番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番の転用者は、美容院と2世帯の住宅を建築するため宅地造成した際、隣接農地の一部を取り込んでいたことが判明したことから、店舗・倉庫・住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が797.04平方メートルあります。

併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、他に所有農地が無いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、父所有の農地を借り受けて、和食の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、周辺は宅地化が進み、飲食店が少なく集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。排水路埋設用地として、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借7番と関連しています。

14番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権22件、使用貸借13件、計35件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、市外に居住し通作が不便であることから、申請地の近くに居住し、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

3番は、譲渡人が労力不足であることから、隣接農地を耕作している譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

4番は、残存小作地を小作人に無償譲渡するもので、取得後は水稻及び野菜を栽培するものです。

5番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

6番は、高齢の譲渡人が後継者である子へ一括贈与するもので、取得後は水稻を作付するものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

8番は、残存小作地を小作人に無償譲渡するもので、取得後は水稻及び野菜を栽培するものです。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番は、高齢の譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻及び野菜を栽培するものです。

11番は、競売農地を落札したもので、取得後は野菜を栽培するものです。

12番は、農業を廃止する譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

13番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

議案書17ページをお開きください。

14番は、高齢の譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

15番は、県外に居住する譲渡人が農業を廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

16番と17番は、競売農地を落札したもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、隣接農地を分家住宅用地として転用するのに伴い、申請地に雨水の排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第18条第6項の規定による通知2番、同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

2番から6番までは、新規営農を希望するの借人が、3年間借り受けて野菜を栽培するものです。なお、認定農業者として、今後経営規模を拡大していく予定です。

7番は、隣接農地を店舗用地として転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借13番に関連しています。

議案書19ページをお開きください。

8番から10番までは、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が、労力不足の貸人から使用貸借により20年間借り受け、果樹を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件はすべて満たしています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、使用貸借10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、所有権移転の11番と16番、17番については譲受人が同一人物で、過去に一部所有農地について耕作されていない農地があったことから、全部効率利用要件に抵触しないよう、許可に際して「権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認められるときは、許可を取り消すことがある」旨の許可条件を付すべきとの地区部会の意見をいただきましたので、この許可条件を付することについての御審議も併せてよろしくお願いします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに、また、許可条件を付ける必要のあるものについて許可条件を付けて許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可条件付きで許可することの必要なものも含め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第9号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため、平成28年3月22日に申請されたものです。農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果問題は有りませんでした。

以上、議案第9号 競売買受適格証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第3条第1項の許可申請が提出された場合、農地部会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 競売買受適格証明願について証明すること、また、農地部会開催日の関係上必要があれば農地部会長による専決処分を行うことに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については、証明すること、また、必要な場合は農地部会長専決処分をすることに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、昭和56年から農地の排水路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番から3番までの3件について、現地調査した結果、いずれも農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

まず始めに、第16条第1項について御説明申しあげます。

資料 1－1 を御覧ください。

1 枚めくっていただき、1 ページのとおり平成28年 3 月17日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

開発行為の内容は山土を採取し、跡地を資材置場用地として利用するというもので、2 ページの土地開発行為協議書のとおり、同年 3 月 7 日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、西植田町字大糸地区の山林0.6737ヘクタールで、開発区域内には農地は含まれておりません。3 ページに位置図を付していますが、県道三木・綾川線から100メートルほど北に入ったところです。

同年 3 月28日に西植田地区担当農業委員と地区地区担当職員とで現地調査を実施しました。

表紙のページにお戻りください。

農業委員と協議した結果、開発区域の周辺には農地が多数ありますが、直接的な影響はないと判断しましたので、高松市長には、「開発区域の周辺に農地が多数あることから、開発に当たっては、関係者と協議の上、沈砂池の下流域の水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないように施工するとともに、農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続きまして、第18条第 1 項について御説明申しあげます。

資料 1－2 を御覧ください。

1 枚めくっていただき、1 ページのとおり平成28年 3 月17日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

開発行為の内容は土石を採取し、建設残土で埋立後、山林等に復旧するというもので、2 ページの土地開発行為変更協議書のとおり、事業継続に伴う土石の採取計画及び建設残土埋立計画の見直しのため、同年 3 月15日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、3 ページのとおりで庵治町字松尾地区等の山林5.1013ヘクタールで、開発区域内には農地は含まれておりません。4 ページに位置図を付していますが、県道牟礼・庵治・志度線から1.7キロメートルほど東に入ったところです。

同年 3 月28日に庵治地区及び牟礼地区農業委員と地区担当職員とで現地調査を実施しました。

表紙のページにお戻りください。

農業委員と協議した結果、採取場周辺には農地は無く、直接の影響が無いと判断しましたので、高松市長宛には、「採取場の周辺に農地はないが、下流域に有る水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないように十分に留意するとともに関係者と協議の上、採取すること」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり、平成28年3月18日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

また、平成28年3月15日付けで庵治町の採石事業者から香川県知事宛に提出された採取計画認可申請書は3ページ以降にあります。

申請地及び申請事業者は、議案第12号の資料1－2で御説明しました事業者と同一でありまして、現地調査も土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しました。

資料のとおり、採石現場においては沈砂池兼調整池が適切に配置されており、排水路の水質に問題無いことを確認しております。

表紙のページにお戻りください。

農業委員と協議した結果、採土場周辺には農地は無く、直接の影響が無いと判断しましたので、高松市長宛には、「採取場の周辺に農地はないが、下流域に有る水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないように十分に留意するとともに関係者と協議の上、採取すること」との意見を付して回答いたしたいと考えております。

以上、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は、原案のとおり意見を付し

て回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 森林法第10条の2第6項の規定による林地開発許可変更申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第14号 森林法第10条の2第6項の規定による林地開発許可変更申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

高松市長から林地開発許可変更申請に対する意見照会が2ページのとおり、平成28年3月25日付けでありました。これは3ページのとおり同月11日付けで香川県知事から高松市長に対して意見照会がされたことに伴い、本市農林水産課が窓口となって、関係部署へ意見を求めているものです。

内容につきましては、4ページの林地開発許可変更申請書下段の開発行為の期間欄のとおり、平成17年11月25日から平成28年5月24日までの期間で既に許可を受けた事業者が、期間を平成33年7月24日まで5年2か月間延長しようとするため、意見を求められているものです。

3月25日に香川町地区の関係農業委員及び地区担当職員による現地調査を実施し、同日の地区部会で協議したところ、設置位置及び設置範囲につきましては、8ページから9ページの位置図及び公図の写しのとおりで、高松空港の東方に当たる香川町東谷字向坂に在り、処分場近隣に農地が点在していますが、処分場は現在、適正な運営がなされていると認められ、開発行為期間が延長されても農地への直接の影響はないとの判断をいただきました。

そこで、意見の概要としまして、案のとおり、「本産業廃棄物最終処分場の設置期間延長に際しては、これまで同様、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答いたしたいと考えておりますので、御審議よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第15号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第15号 農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

1月と2月の農業相談会で貸し借りの対象となった農地のうち、農地中間管理事業を

利用するものについては、農業経営基盤強化促進法による3月31日付けの公告により、現在、出し手から農地中間管理機構が賃借権等の中間管理権を取得した状態となっております。

制度上、この後、機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するためには、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき機構が香川県に対して、この農用地利用配分計画の認可を受ける必要があります。

認可を受ける場合、この法律の規定により、農業委員会の意見を聴くこととなっております、意見伺いが平成28年4月5日付けで提出されたものです。

なお、この認可があったとき、県報で公告され、公告後権利が設定又は移転することとなります。認可後のこの農用地利用計画配分計画が契約書に相当することとなり、このたびの公告の予定日は5月31日で、始期は6月1日からを予定しております。

農用地利用配分計画の内容につきましては、3月の農地部会で承認をいただいた農用地利用集積計画の内容と同様のものですが、農地部会での承認後取下げが1筆、1,766平方メートルございました。

資料を御覧ください。

1ページから7ページまでは、各筆毎の該当案件が掲載されております。8ページに総合計が記載されておまして、筆数合計で181筆、面積合計で204,905平方メートルとなっております。

なお、1ページから3ページまでは、始期が空欄となっておりますが、4ページから7ページまでと同様に平成28年6月1日でございます。申し訳ございませんが、始期の予定は平成28年6月1日で記載をお願いいたします。

以上、議案第15号 農用地利用配分計画案について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号に係る意見については、異議のない旨決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号は異議のない旨決定し、回答することにいたしました。

次に、報告として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分及び4月以降の許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 資料5を御覧ください。

この報告内容は、毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて会長専決により許可書を発行したものの内容となります。

なお、3月末までは、農業会議への諮問が必要条件として農地法上規定されていまし

たが、農地法改正により4月以降については、農業会議への意見聴取を行うことが一定条件の案件についてのみ必要となり、今後会長専決による許可書発行は制度上無くなりました。

このことから、3月末までの許可案件については会長許可専決処分として、4月以降の許可案件については、許可状況報告と名称変更し、今後、報告する予定です。

今回の報告対象期間は、平成28年3月8日から4月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の農地部会議決分といたしまして4条が1件、5条が9件、3月議決分といたしまして4条が13件、5条が33件、合計で4条が14件、5条が42件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の農地部会議決分といたしまして4条は無く、5条が3件、3月議決分といたしまして4条が8件、5条が36件、合計で4条が8件、5条が39件です。

取下につきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

4条関係で、3月議決分の3番・10番・16番・18番が農振除外未了により許可保留となっております。また、9番・15番が農振除外及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

20番・21番が、農振除外未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係の2月議決分の22番・26番が開発許可未了により、また、27番が道路工事承認未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

2番・3番が直近事業造成工事未了により、また、5番・9番が開発許可未了により、10番・13番・16番が農振除外未了により、11番・12番・18番・19番が農振除外及び開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

21番・24番・26番・29番・33番・36番・38番が農振除外未了により許可保留となっております。27番が農振除外、直近事業造成工事未了により許可保留となっております。30番が開発許可未了で、また、31番・37番が農振除外、開発許可未了で許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

39番・45番、賃借権の4番・6番、使用貸借の3番・5番が農振除外未了で許可保留となっております。所有権の43番が開発許可未了で、また、賃借権の1番が道路工事承認未了で、同じく3番が前ページ31番の開発許可等に関連することから許可保留となつ

ております。最後に賃借権の 7 番が農振除外及び開発許可未了により許可保留となっております。

8 ページを御覧ください。

使用貸借の 7 番が農振除外、道路工事承認未了で11番・12番・16番が農振除外未了で許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第 1 回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後 4 時 9 分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員